

6-4
156

戰後教育資料

VI-1968

(5)

短期大學資料第七号

短期大學設置基準とその解説

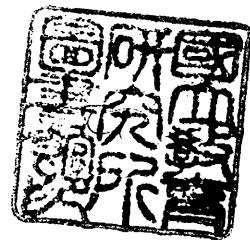
(付) 短期大學設置認可申請書記載様式

文部省大学学術局技術教育課

上野

49

VI- 48



は し が き

短期大学は、昭和二十四年六月学校教育法の一部が改正されて、六・三・三の上に修業年限が、二年又は三年の完成教育機関として四年制大学と同様に新制大学として認められ、昭和二十五年度から発足した。

短期大学設置基準は、昭和二十四年八月大学設置審議会において決定されたのであるが、これは短期大学の最低の基準を示すものであつて、短期大学の設置に当つてその適否を判定するために適用されるものではあるが、多くの既設の短期大学は設置認可に当たり今後充実整備することを履行條件として認可されているのであるから、設置認可後においても、各短期大学は、この設置基準によつて少くとも最低の充実整備は実施されなければならないのである。

短期大学が発足してから二ヶ年の経験に鑑みて、短期大学の本来の目的使命を達成し、その教育の特色を更に發揮せしめるために、今般種々慎重に協議検討した結果、短期大学設置基準の一部を改正することとなつた。

この改正設置基準が、昭和二十七年十月大学設置審議会において決定されたので、こゝに新たに「短期大学設置基準とその解説(短期大学資料第七号)」を刊行することにした。短期大学関係者が、これを、短期大学の設置又は設置認可後の充実整備のための資料として利用せられ、短期大学における教育の発展を期せられることとなれば、この上もない幸である。

昭和二十七年十月

文部省大学学術局技術教育課長
宮 地 茂

目

次

は し が き

一、短期大学設置基準……………

一頁

二、短期大学設置基準の解説……………

六頁

(附)

短期大学設置認可申請書記載様式……………

一六頁

一、短期大学設置基準

(昭和二十七年八月三十日決定)

第一 趣旨

一、短期大学は、高等学校の教育の基礎の上に二年（又は三年）の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とする。

短期大学は、一般教養との密接な関連において、職業に必須な専門教育を授ける完成教育機関であり、同時に大学教育の普及と成人教育の充実を目指す新しい使命をもつのであるが、他面四年制大学との連けいの役割をも果すことができる。

以上の目的使命にかんがみ、その組織施設については、特にその機能が充分發揮できるよう充実されることが大切である。

二、この設置基準は短期大学の最低の基準を示すものであつて、新しく設置される短期大学について適用されるものである。

三、短期大学としての適否を判定するには、各短期大学が掲げている目的あるいは果そうとする使命に即してその短期大学が表示している全形態を基礎としてこれを行わなければならない。

四、この基準には学校教育法及び同法施行規則に決められている事項は省略してある。

第二 設置基準

一、短期大学は、その名称を○○短期大学と呼称する。（大学に併設の場合は、○○大学短期大学部と呼称することができる。）

二、短期大学は、その設置の目的使命を明示しなければならない。

三、短期大学における学科又は、専攻部門の設置は左の基準によ

る。

短期大学の学科又は専攻部門は、文学、語学、図書館学、経済学、商学、理学、工学、農学、水産学、家政、教育（保育を含む）、体育、社会事業、厚生、芸術、新聞、その他、学科又は専攻部門として適當な規模内容があると認められたものとする。なお、実質及び規模が一学科又は一専攻部門を構成するのに適當なときは、必要に応じこれを分合して一学科又は一専攻部門とすることができる。

四、短期大学は、その目的使命を達成するために、必要な授業科目の制度を設けなければならない。

その教員組織は左の基準による。

五、専任の教授・助教授・専任講師の数は、一学科又は十専攻部門の場合には三人以上とし、一学科又は十専攻部門を増すことにより二人以上を増さなければならぬ。

なお、学生数に応じて必要数の専任者を増さなければならぬ。

六、学科又は一専攻部門毎に専任の教授・助教授・講師をもつて必要にして充分な教員組織を構成しなければならない。

七、主要な科目は専任の教授・助教授が担任することを原則とする。

八、適当な教授・助教授が得られない場合は専任講師又は兼任者が担任することができる。但しその場合、兼任者の数は専

任者の数の二倍を越えてはならない。

3、助手は事情によつてはこれを欠くことができる。

4、講義を担任しない教授、又は助教授を置くことができる。

5、教員はその担当する授業科目並びにその教授法の研究に努め、学生の学習及び一般生活の補導について責任を負わなければならない。

教員の資格等については左の基準による。

1、教授、助教授の資格は、左の各項のいずれか一つに該当するものであつて、教育の能力があると認められたものでなければならぬ。

イ、学位を有する者

ロ、研究業績のある者

ハ、教育上、学問上の業績ある教育経験者

教授にあつては、高等専門学校以上の学校で、三年以上教員の経験があり、教授上、学問上の業績がある者

助教授にあつては、高等専門学校以上の学校で二年以上教員（大学の助手・副手・大学院学生を含む）の経験があり、教授

上又は学問上の能力ありと認められた者

ニ、学術技能に秀でた者

2ト専任講師の資格は、教授又は助教授の資格は準ずる。

2、専任講師の資格は教授若しくは助教授の資格に準する者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者でなければならない。

3、教授、助教授、専任講師、助手には、研究に対する必要なことを要する。

4、専門科目については、各学科又は各専攻部門にわたり適当な授業科目を設けなければならない。

5、一科目に対する課程を修了した学生には単位を与えるものとする。

各科目に対する単位数は、左の基準によつて計算する。
四学期制においては、二学期制に準ずる。

イ、講義に対しては、一時間の講義に対し教室外における二時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週一時間十五週の講義を一単位とする。

ロ、数学演習のごとき演習は、二時間の演習に対し一時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週二時間十五週の演習を一単位とする。

ハ、化学実験、機械実験、農場実習、工作実習、機械製図、体育の実技のごとき実験室又は実習場における授業に対しても、学習はすべて実験室又は実習場において行われるものであることを考慮し、毎週三時間十五週の演習又は実習を一単位とする。

九、卒業者に対する最低要求は、左の基準によるものとする。
任者の数の二倍を越えてはならない。

施設と時間とが与えられなければならない。

4、専任の教授・助教授・專任講師・助手には、その精力と時間とを他の業務に割くことなく、自らその家族を支えることができるよう適当な給与が与えられなければならない。

六、学生定員は、学科数又は専攻部門数、授業科目数、教授能力、講義並びに実験実習設備、衛生施設等を充分考慮して決定しなければならない。

定員については、教授会の議が尊重されなければならない。

七、学生の入学に関しては、左の基準による。

入学資格は、学校教育法及び同法施行規則に定められたところによる。但し、入学試験を行い、短期大学における学業を修め得る見込のある者を選択することができる。

八、授業科目及びその単位数は、左の基準による。

1、短期大学は、左に揚げる一般教養科目中三系列の関係科目にわたつてそれぞれ二科目以上を用意しなければならない。

人文関係科目 哲学 倫理学 宗教 歴史 文学 音楽
社会科学関係科目 美術 演劇 外国語等
社会学 法学 政治学 経済学 教育
心理学 人文地理 文化人類学等

自然科学関係科目 数学 統計学 物理学 化学 地学
生物学 実験心理学等

できるようになるべく広いことが望ましい。

2、校舎、諸施設等は、短期大学の組織規模に応じ、教授上研究上及び保健上の必要を考慮し、少くとも左に掲げるものを備え、且つそれらの施設は常に改善されなければならない。

イ、教室、実験実習室、図書館、研究室、医療室、学長室、事務室、共学の場合にはそれに必要な特別の設備、その他必要な施設

ロ、図書閲覧室においては、学生の数に応ずる適当な座席ハ、学科又は専攻部門の種類に応じ、特に質を考慮された一般教育、専門の図書の相当部数

あわせて学生の自発的研究を可能ならしめるように整備と指導との用意がなされ、又常に新刊図書、定期刊行物の購入がなければならない。

なお、図書館に関しては別に示す程度に整備されることが望ましい。

ニ、教授上、研究上必要な機械・器具・標本の最低必要量

その他学科又は専攻部門の規模に応じ必要な施設を備えなければならない。

一、法人の設置する短期大学の資産並びに維持経営の方法は、左の基準による。

1、短期大学は、その組織規模に相応する校地・校舎・諸施設設備等のほか、適当額の資産を備える。

2、経営に必要な財政的基礎を確立することが必要である。このために学生から徴収する授業料及び前項資産から生ずる果

実のほか、必要に応じ相当の収入を得られる適当な機関を置くことができる。

一二、短期大学が大学・高等学校等に併設される場合には、短期大学の本質にかんがみ、前記諸施設設備等はこれに応ずるよう特に考慮されなければならない。

なお、授業は他の併設学校と別に行わなければならない。

一三、夜間において授業を行う短期大学につても、前記の基準を適用することはもちろんあるが、その教員組織及び夜間の授業に必要な諸施設設備等については、特に考慮されなければならない。

備考

一、短期大学の専攻科、別科については、別に定める。

二、短期大学の通信教育の基準は、別に定める。

三、改正設置基準は昭和二十八年四月一日から実施する。

短期大学図書館細目

図書館は、短期大学の目的使命を達成するために必要な施設であるから、機構、内容の充実をはかりその機能を充分に發揮し得るように運営されなければならない。

一、施設

1、図書閲覧室には少くとも学生総数の一割以上の座席を用意する。

2、図書閲覧室は採光換気が充分であり、書庫は防火設備のあるものとする。

計上する。

その図書費は学生総数100人を越える場合は、学生一人につき最低三百円に相当する金額又は、総額最低三万円とする。なお、短期大学の経常支出総額の概ね三パーセントを図書費として用意することが望ましい。

二、図書

1、図書の総数は少くとも五千冊以上とする。

2、図書は授業科目に関連があり、しかも図書の種類が偏しないものとする。

3、一般及び、専門図書を教員並びに学生のための参考資料として用意する。

4、著者カード目録書名カード目録及び件名カード目録又は分類カード目録を備付ける。

5、相当部数の図書が毎年新しく購入されなければならない。

三、定期刊行物

1、各学科又は各専攻部門について必要に応じ相当種類の定期刊行物を用意する。

2、定期刊行物はその種類が偏していないと共に授業参考資料として役立つものとする。

四、館員

1、専門の図書館教育をうけたもので教授級の専任司書をもつことが望ましいが、当分の間は、これを欠くことができる。

2、司書は、二ヶ年以上の経験のあることが望ましい。

五、図書費

図書、定期刊行物の購入及び図書修理等のため適当額の経常費を

二、短期大学設置基準の解説

(昭和二十四年十月決定)(昭和二十七年十月十一日改正)傍線は改正箇所

第一 趣旨

ここでは短期大学が、他の教育機関と異なる独自の性格をもつ新しい高等教育機関であることを明確にするため、その目的及び使命を述べ、次いでその設置基準の意義、適用範囲及びその適用方法を明らかにしてある。

一、短期大学の目的及び使命

短期大学は、いわゆる六・三・三・四の新しい教育制度における大学と同様に高等教育機関であり、制度上は広い意味の大学の範疇に入るけれども、修業年限が二年又は三年であつて主として実際的な専門職業の教育に重点をおくものであるから、修業年限が四年若しくは四年以上の大学(以下単に大学という)とは自らその性格が異なる高等教育機関である。ここにいう実際的な専門職業とは、いわゆるセミプロフェッショナルの職業をさすのであり、広く社会に有用な職業を三つの段階に分類するならば、たとえば医師、弁護士、高級技術者等のような大学において教育することを必要とする専門職業と、高等学校において教育される程度の農業、工業、商業等に関する職業との中間程度にある専門職業をいうのである。社会に有用な専門的職業教育を等しく自指しながら、このようないい大学、短期大学、高等学校はそれなりに質的に異った内容の専

門職業に関する教育を施すのである。セミプロフェッショナルの教育を施すことが短期大学の特色とするところである。要するに六・三・三の上にあつて二年又は三年にわたり、主としてセミプロフェッショナルの教育を施し、健全な民主主義社会の発達に貢献する有為の人物を育成しようとするのが短期大学の本来の目的である。然し短期大学の中には人文科学、社会科学、及び自然科学の各分野にわたり総合的に一般教育を教授し、高い教養を与える場合もありうるが、これは短期大学の特殊な発展形態であつて短期大学としてはセミプロフェッショナルの教育に重きを置くことをその本質としている。

新制度による大学の特色の一つは一般教育が重視せられることである。短期大学は單なる職業訓練の機関ではなく、円満な人格の発達と社会人としての教養のために一般教育を重んじつつ、これと密接な関係において職業に直接役立つ専門の教育を教授する高等教育機関である。従つて短期大学は一般教育のみを授ける大學入学準備のための機関でもないと同時に、専門教育のみを施す教育機関でもない。従つて短期大学は旧制の高等学校、専門学校の何れとも異なる性格をもつのである。短期大学は完成教育の機関である。この点において大学と同様である。

しかしその完成教育の内容において、その専門教育はセミプロ

フェッショナルの教育に重きを置き、必ずしも大学のような学問の研究機関でない点において大学と相異なる性格をもつものである。ここに短期大学はセミプロフェッショナルの大学教育を施すといふ新しい使命が課せられたことに注目しなければならない。

短期大学は右に述べたように、制度上において又教育目的の上において全く新しいねらいをもつたものであるが、同時に必ずしも大学のような大規模の機構・施設等を必要としない性質上、比較的容易に設置されるのであるから、全国各地に設置されることによつて大学教育を広く普及することとなり、しかもその所在地の地域社会の要求に応じて、適当な教育計画をたてることにより、その地域社会の成人教育をも充実せんとするねらいをもつた。しかしながら短期大学は完成教育機関であるが、他面において大学にも連けいする教育機関の役割をも果してゐるのである。即ち学校教育法第百十条に明示されている通り、その卒業生が大学に入学した場合には、短期大学で履修した科目及びその単位数の如何によつて、その大学の修業年限に通算されることができる。

この意味において、短期大学の卒業生はいわゆる袋小路に立たされたものではなく大学への進路をも持ちうる。

通算の方法は文部大臣の定める基準により」となつてゐるが、これは文部大臣が大体の枠を作成し、これによつて入学させる側の大学自身が学生各個について既修の学科の内容及び単位数を検討して決定することになるので、短期大学で修めた単位数が必ずしもそのまま大学の単位数に換算されるとは限らない。

二、設置基準の適用範囲

この設置基準は短期大学の最低基準を示すものであつて、短期大学が設置認可されるに際して、その審査判定の基準として適用される。従つてこの基準若しくは、それ以上に達するものについてのみ短期大学としての設置が認められる。

なお、この設置基準は固定的不变的の性質のものでないから、将来機に臨んで改正されることもある。

三、設置基準適用の方法

この設置基準は短期大学設置認可の審査判定の基準となるけれども、この基準によつて判定するには、その短期大学の目的及び使命に即して、その短期大学の全形態を基礎として総合的に適否の判断が行われなければならないのであつて、短期大学を構成している各部門の個々についての適否は勿論、全体としての総合判定をなすべきであり、それは短期大学の性格が良心的態度によつて如何に実現されようとしているかを審査判定すべきである。

第二 設置基準

一、名称

なるのである。

三、学科又は専攻部門の設置

学校教育法第百九条に明示されている通り、修業年限を二年又は三年とする大学は、学校教育法第五十五条の規定による大学と区別して、これを短期大学と称するのである。従つて短期大学の校名は○○短期大学である。

大学に併設される短期大学の校名は勿論○○短期大学と呼称することには變りはないが、併設する大学がその学園の教育理念、たとえば宗教的又は創設者の教育理念等の実現のために短期大学をその学園の一環として、○○大学短期大学部と呼称することができる。例えば中学校・高等学校が設置されている○○学園において、○○学園中学部とか、○○学園高等部と呼称するのと同様である。この場合注意すべきことは「短期大学部」という文字のみにとらわれて短期大学が独自の性格をもち、それ自体独立の学校であることを忘れて、併設の大学の一学部であるとか、或いは又短期大学は、その併設する大学の組織機能の中に包括されるのであるとか考えることは絶対に避けなければならない。

二、目的使命

短期大学として共通の目的使命は、第一趣旨の一によつて明示されてしまふが、この共通の目的使命を帶びつゝも、各々の短期大学において、その目的使命を明示することは、一つはその短期大学の特色や存在意識を明確にすることであり、他の一つはその掲げる目的使命によつて自己批判を行い不斷の向上進歩の目標とも

短期大学は学部組織をとらないで、一学部のみを以て構成する單科大学のような形をとるものとしたのである。
列挙した学科名又は専攻部門名は例示に過ぎないのであるから、それ以外に学科又は専攻部門として、適当な規模内容があると認められた学科又は専攻部門は、これを設置することができる。
又実質及び規模が一学科又は一専攻部門を構成するのに適當なときは、例示の学科又は専攻部門を分科し、若しくは合科して一学大被服専攻とか、○○短期大学英文科の如くである。

四、授業科目及びその教員組織

短期大学は講座制をとらないで、必要な授業科目の制度を設けなければならない。各々の短期大学はその目的使命に応じて最も適当と思われる科目制度をとり、それに従つた教員組織を編成するものである。

教員は、専任者と兼任者とに区別され、両者はそれぞれ教授、助教授、講師の職名に分けられる。

教員組織は専任者のみでなく、兼任者をも含めて構成されるが、一学科又は一専攻部門が成立するかどうかは、主としてその主要科目担当の専任の教授・助教授及び講師をもつて構成される教員組織が、その数においても質においても充分にして必要を満たしているかどうかにかゝっている。即ち、その短期大学の目的使命及び規模ならびにその学科又は専攻部門の性格及び教育内容等に応

じて、専任の教授、助教授又は講師の配置や、その担当科目が適當かどうかを判定されなければならない。
また一般教育科目の設置及びその担当者についても同様である。この場合、人文関係、社会科学関係、及び自然科学関係の各系列にわたつてそれぞれ専任者を配置することが望ましい。

主要な科目とは、一学科又は一専攻部門における専門科目の授業科目の中で、その学科又は専攻部門を構成する上に中心となる重要な学科目をいうのである。即ち一学科又は一専攻部門の構成上必要にして最低限度充分な学科目であつて大学の講座に該当するが、その数においてそれよりも多いものであると解釈すればよいであろう。従つて各学科又は、各専攻部門に亘つてその学科又は専攻部門の内容に応じ、自ら定まる主要な科目である。この主要な科目は専任の教授、助教授が担当することを原則としているのである。

教員組織は必ずしも専任の教授、助教授のみでなく、専任の講師や兼任者をも含めて構成されてよいのであるから授業科目等によつては専任の教授、助教授が得られない場合は専任の講師か兼任者が担当し得るのである。しかしこの場合教員組織の充実は主任者にまたなければならないから兼任者の数は多くても専任者の数の二倍を越えてはならない。例えば専任者が十人であるとすれば兼任者は二十人以内としなければならない。

助手は、学科目によつては必要としないものもあるから、それについて手を置かないでもよいこととなつていい。

短期大学は講義を担任しない教授、助教授を置く必要はない

ハ、「教育上、学問上の業績ある教育経験者」については、教授と助教授とを区別して明示してあるが、その相違の点は教育経験歴の点と、教授は教授上、学問上の業績ある者、助教授は教授上の能力ありと認められた者か、又は学問上の能力ありと認められた者との二つの点にあるのである。

教授の資格について「学問上の業績」とは、著書、論文、報告等に基づくのは口と同様であるが、これを持たないものについても、当該申請学校での銓衡において何等かの資格により専攻科目につき、又は教授上につき知識識見があると判定されたものでなければならぬのである。「教授上の業績」とは、主として講義内容のことである。

助教授の資格について「教授上、又は学問上の能力ありと認められた者」とは、教授の場合に準じて教授上、学問上の業績をもつことの望ましいのはいうまでもないが、大学の助手・副手・大学院学生であつて、少壯有能の者を起用するために、この両者を具え得なくとも、その一方特に学問上の資格の方を具えることができれば、それでもよいとしたのである。しかし就任後すこしでも早く両者を具えることが大切である。また「能力ありと認められた者」とは、学問上については公刊された著書・論文・報告等をもたずとも当該申請学校での銓衡において、それを為しうる能力ありと判定されたもの、教授上についても同様に判定されたものでなければならぬという意味であつて、教授の資格の場合よりも判定に巾をもたせたのである。

なお、高等専門学校とは旧制の高等学校と専門学校と指し、大

られるべきことをいうのである。

六、学生定員

学生の定員は、各短期大学において、教授会の意向が尊重されて自主的に決定せられるべきである。みだりに経営面からのみ考慮して殊に教員数、諸施設設備が充分でないにも拘らず多数を収容することは許されではならない。又反面、極く少数の学生を収容して短期大学の名称を他に利用するがごときは厳に避けなければならないことである。

七、学生の入学

入学資格については、大学と同様に学校教育法第五十六条及び同法施行規則第六十九条の規定によつて、次に示す各項のいづれか一つに該当する者を入学させることになるのである。

イ、高等学校を卒業した者
ロ、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

ハ、外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者ニ、文部大臣の指定した者

ホ、その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

右の中でも口とホの項に關して種々の疑義があるようであるが、ロの項の「通常の課程以外の課程」とは、例えば、定時制高等学校のごとくパートタイム等による正規の課程を意味するものである。従つて各種学校等において、高等学校と同様とみなされる課

学とは旧制大学を指しているのである。

二、「学術技能に秀でた者」とは、音楽・美術・体育・家政等について、イ、ロ、ハの基礎によつて判定することが困難な場合を規定したもので、「学術技能」とは、「学術」又は「技能」の意味で、学術については「学」よりも「術」に重きが置かれ、技能については、実技のみでなく、それに関する理論を必要としている。即ち術にせよ、実技にせよ、理論をもつてそれを裏付けうる能力を持つことが必要であるというのである。

専任講師の性格には二通りある。即ちその一つは、将来助教授となり教授に進む者と、他の一つは、かつて大学の教授であつた者とか、又は名誉教授と云つた者とかの両者を専任講師とする場合があるので、前者については助教授の資格に準じて判定されし、後者については教授の資格に準じて判定されなければならないのである。

又専門科目に関する実務に深い経験を有する者とあるがこれは前述の通り短期大学の特色に鑑みて短期大学は実務者を養成するためにそれに必要な授業科目を置く場合がありその担当者については教授・助教授の資格にあてはまらない場合を考慮して実務について経験の富んだ者を専任の講師とすることができるというのである。

4の場合と5の場合とについては、短期大学の教員は研究と教授の職分から研究教授に必要な時間と施設を与えられることが必要であるが、授業負担の過重に陥らないようにする必要があるし、又これに関連して教員の生活保障の点において十分に配慮せねばならない。

入学試験した者の入学資格は認められない。ホの項は、当該短期大学だけにおいて認められる入学資格であるから、その短期大学において、その認定試験を行ふことができるのであつて、その受験資格は旧制中等学校卒業者、又はこれと同等以上の学力を有すると指定された者、若しくは各種学校等において教育を受けた者を認定試験を受験させて差支ない。

入学試験は、前記のような資格のある者についてその短期大学における学業を修得できると思はれる者を選抜して入学させる。入学試験の科目は、その短期大学において必要と思うものを決定することができるが、学科試験の科目は高等学校の課程の範囲内で選ばなければならない。

八、授業科目及びその単位数
授業科目は大学と同様に、一般教育科目、体育科目及び専門科目の三種類に分けられている。

1、一般教育科目

一般教育科目は、人文関係科目、社会科学関係科目及び自然科学関係科目の三系列に分属し列挙されているが、それは一応の例示である。従つて必要に応じて例示以外の科目を加えてよい。短期大学は、この三系列の関係科目に亘つて一系列から、それぞれ二科目以上従つて計六科目以上を用意しなければならないが、如何ように一般教育科目を三系列に亘つて二科目以上を用意するかは、その短期大学の目的使命や諸施設設備等と考慮勘案して決定すべきである。自然科学関係科目の系列の中にある「実験心理学」については、授業が適切である実験実習設

備を具えている場合には、教授者の教授方針にしたがつて「心理学」としても差支ない。

2、体育科目

体育については、大学においては、講義及び実技を各二単位を四ヶ年以上に取得しなければならないことからして、短期大学においては修業年限が大学の半分であるという所から取得する単位も半分として、講義及び実技を各一単位以上を課さなければならぬこととしたのである。

3、専門科目

専門科目は各学科又は各専攻部門についてそれぞれその学科又は専攻部門を構成するのに相応する授業科目を設けるのであってその設置編成に当つては卒業者に対する最低要求単位数の取得方法が考慮されなければならない。

単位数の計算に関しては、一学年を二学期に区分し、一学期を十五週として、この十五週につき、イについて講義に対する一単位の算出基準、ロについては数学のごとき演習に対する一単位の算出基準、ハについては、化学実験等のごとき実験室又は実習室における授業に対する一単位の算出基準を明示しているのである。従つて、一科目の課程を修了した学生には、それぞれその一単位の算出基準に従つて割当てられた単位が与えられるのである。

なお、特別の事情によつては一年を四学期制にすることもできるが、その四学期制における単位数の計算に関しては、やはり前記の一学期におけるそれに準ずるものとしてあるのである。

この際教員養成について一言したい。短期大学においても教育職員免許に関する関係法規によつて規定された諸要件を充足すれば所定の教員の免許状が授与されることとなるであろう。ただこの場合、短期大学においては、教科に関する専門科目と教職課程に関する科目とを設けなければならない。ここでいう教科に関する専門科目とは、それについて免許状の授与される教科に関係ある科目のことであり、又教職課程とは、教育職員免許法第五条の規程による別表中教職に関する専門科目を指すのであつて、その種類及びその必要修得単位数については、共に文部省令で定められることになつてゐる。

九、卒業者に対する最低要求

卒業資格の最低要求としては、八の5に定められた単位六十と体育の単位二(講義及実技各一単位)を二ヶ年以上在学して取得するのであるから、二ヶ年に体育を含めて少くとも六十二単位以上を取得しなければならない。従つて学生は、八の5に定められた単位六十を取得するには、少くとも一般教育科目について人文関係科目、社会科学関係科目及び自然科学関係科目の三系列にわたりて一系列表から四単位づつ合計十二単位と専門科目について二十四単位を取得しなければならないのであるがこれ等の合計単位三十六単位の残り二十四単位についてはその短期大学が設けた科目のうちから取得することとなる。従つてその短期大学はこの二十四単位を学生に取得させるためにその目的使命に応じて充分なる授業科目を設ければならない。

従つて短期大学の本来の目的使命に鑑みて実際的な専門職業に

一〇、施設設備

短期大学の施設設備については、その短期大学の学科又は専攻部門の種類、学生数等に関する組織規模に応じて整備されなければならない一定の基準を示したものである。

校地については、校舎の敷地の外に学生が休息運動等を自由にすることのできるような広大な敷地を備えるに越したことはないが、文教に相応しい環境をもつて少くとも正課としての体育の施設には、充分に考慮し必要な最少限のものは必ず用意しなければならない。

校舎等諸施設設備については、短期大学の組織規模に応じ教授上、研究上及び保健上の必要から最少限度最低必要量に整備され、かつ、それが常に改善されることが要望されるもののみを示したのである。「共学の場合には、それに必要な特別の設備」とは、男子にとつても女子にとつても必要な設備で、たとへば便所、化粧休憩室等を指すのである。

図書館に関しては、別表の図書館細目で示す通りであるが、これはその示す程度に整備されることが望ましいといふのであつて、基準としてこれによることを要求するのではない。

なお、農場、体育館等その短期大学の学科又は専攻部門の規模内容に応じて必要な施設は備えられなければならない。

十一、資産及び維持経営の方法

ここでは法人の設置する短期大学、即ち私立の短期大学における資産及び維持経営の方法について一定の基礎を示してい

る。
必須な学芸を教授し有為な職業人を養成するためには専門科目の最低要求単位二十四単位では不充分であるから各短期大学は学生に右の二十四単位を専門科目群に加えて専門科目について取得し得る合計単位数は四十八以上を取得し得るように授業科目を用意しなければならない。しかしながら例えれば女子の教育、地域社会における社会的需要に応ずる場合又は一般教育科目の最低要求単位ではこれを不足とする短期大学にあつてはこの二十四単位のうち必要な単位を一般教育科目にありむけて学生に取得させることも可能である。これを要するに二十四単位の取得方法は各短期大学が決定するところによつて、その短期大学の特色が發揮せらるゝ、ひいては短期大学全体としての性格が出て来るのであるから、特に充分に考究の上、決定せられなければならない。

各短期大学は一般教育科目の外に外国語について一つ以上の外国语を四単位以上用意しなければならないことになつてゐるがこれは必修単位ではないのである。しかし外国語四単位を必修とする短期大学にあつてはこの単位数では外国语の実力を育成するのに困難であろうから種々の工夫によつて語学教育の強化を計る必要がある。

修業年限を三年とする三年制の短期大学においては修業年限の二年の短期大学(二年制)において取得しなければならない単位数について、それ五割増としてある。従つて、卒業者に対する最低要求単位数は九十三であり、これを二ヶ年以上在学して取扱うこととなるのである。単位の取得方法については二年制短期大学の場合と同様に授業科目と関連して考慮しなければならぬ

三、定期刊行物

相当部数の図書が購入される外に、相当種類の定期刊行物が用意されることが必要であつて、その種類冊数等はその短期大学の学科又は専攻部門等組織内容に応じて、自ら定められるであらう。又授業に関連があつて参考資料として役立つものでなければならぬので通常一般雑誌等をいうのではない。

四、館員

専門の図書館教育をうけた専任の司書をもつことは図書館の使命からみても極めて大切なことである。しかし、現在その人を得る

(付)

短期大学設置認可申請書記載様式**短期大学設置認可申請書**

このたび〇〇短期大学を設置したいと思ひますから学校教育法第四条(及び私立学校法第五条)によつて認可下さるよう別紙書類を添えて申請いたします。

年 月 日

設置者

学校法人〇〇理事長 氏

名印

(〇〇都道府県知事 氏

名印

文部大臣 ○○○○○○○○

設置者に関する調査

- 十一 資産
- 十二 維持経営の方法
- 十三 現在設置している学校の現況
- 十四 将来の計画
- 十五 併設の場合の調査

第一 〇〇短期大学設置要項**第二 学則****第三 職員組織概要**

- 十一 学科又は専攻部門別学生定員
- 十二 設置者
- 十三 維持経営の方法概要
- 十四 短期大学開設の時期
- 十五 開設年次
- 十六 併設の場合

書類目次

- 一 〇〇短期大学設置要項
- 二 学則
- 三 校地(図面添付)
- 四 校舎等建物(図面添付)
- 五 図書標本機械器具等施設概要
- 六 学科又は専攻部門別学科目
- 七 履修方法
- 八 学科又は専攻部門別学生定員
- 九 職員組織

ことは困難な情勢にあるから将来に亘つて要求されるのである。

五、図書費 每年の経常予算に、図書費として適當額を計上するのであるが、その全額について適確な数を示すことは困難である。

従つて例として現下の情勢では、短期大学の学生総数が一〇〇人以上の場合は、学生一人当たり最低三百円か又総額にして最低三万円は必要であらう。学生総数が一〇〇人に満たない場合でも経常支出総額の約三ペーセントを図書費として計上されることが必要であらうといふことを示したのである。

学則には次の諸事項が含まれるべきものとする。

- 一 短期大学の目的及び使命に関する事項
- 二 学科又は専攻部門の組織に関する事項
- 三 学科目(一般教育科目及び専門科目)に関する事項
- 四 履修方法及び課程修了認定に関する事項
- 五 入学・退学・休学・転学に関する事項
- 六 授業料・入学金・貸賃料その他学資に関する事項
- 七 職員組織に関する事項
- 八 教授会等に関する事項
- 九 学生定員に関する事項
- 十 専攻科又は別科に関する事項
- 十一 図書館・農場等附属施設に関する事項
- 十二 委託生・聽講生・外国学生に関する事項
- 十三 公開講座・通信教育等に関する事項

- 十四 学年・学期及び休業日に関する事項
 十五 寄宿舎及び厚生保健施設に関する事項
 十六 嘉賞に関する事項
 十七 その他短期大学において必要と認めた事項

第三 校地(図面添付)

種別	専用	共用	計	所在地	備考
				坪	坪
合計					

備考

1 種別の欄には、校舎敷地・体操場・農場・演習林等に区分して記入すること。

2 図面は縮尺を明示した略図によりその図面には前項種別並びに配置場所を表示すること。

3 環境その他を示す周囲の略図を添付すること。

第四 校舎等建物(図面添付)

第一表

建物種別	室名	坪数	用途	人収容員数	内国書	外國書	冊数	備考
計								

第二表

種別	専用	共用	計	所在地	備考
				坪	坪
合計					

備考

- 1 室名の欄には、学長室・会議室・事務室・教授助教授の研究室・普通教室・特別教室・実験室・実習室・書庫・図書閲覧室・医療室・倉庫・汽罐室・配電室等の種別に区分して記入すること。
 2 図書閲覧室の備考欄には採光・換気方法・座席数等を記入すること。

第五 図書標本機械器具等施設

一 図書

種別	専用	共用	冊数	備考
一般教育図書	冊	冊		
人文関係				
社会科学関係				
自然科学関係				

二 標本

種別	専用	共用	計	専門図書	備考
計					
点					
点					
点					
点					

備考

- 1 専門図書については、学科又は専攻部門別に明記すること。

- 2 学術雑誌及び報告については、種類数及び総部数を明記すること。

備考 備考の欄には、大略の用途を記入すること。

四
施

電気・瓦斯・水道等の施設大略を記入すること。

第六 学科又は専攻部門別学科目

の欄には教職課程（教職課程に関する科目）について記入すること。

第七 履修方法

卷之三十一

第八 学科又は専攻部門別学生定員

	攻文學 部は 門専科
	専 門 科 目
	収容定員
	備考

教員養成の目的を以て教職課程を設ける場合に、専門科目の次に教職課程（教職に関する科目）をつけて

- 三 二 一
専門科目別学生収容定員

備考
2 1
短期大学において特別な学科又は専攻部門の構成を計画する場合でも前表に準じて記入すること。
専門科目別学生収容定員は、専門科目履修者の最大収容人数を記入すること。

第九職員組織

兼任者とは、当該短期大学以外の大学その他に本来の職務を有する者をいう。

兼担者とは、当該短期大学の他の学科において学科目を担当する者又は同一学科において、他の学科目を担当する者をいふ。その他の事項には、守衛・使丁・給仕等を記入すること。
第二年次以下は、補充人員数を記入すること。

三

部は学 専科 門攻文		学 科 目	必修 単位数	選択 単位数	備考
一般教育科目	人文関係科目	社会科学関係科目	自然科学関係科目	専門科目	合 計 實 講 體 育 外 國 語 計 技 義

二 学科又は専攻部門別教員配当定員

1

- 2 教員養成の目的をもつて教職課程を設ける場合には、専門科目の項の次に教職課程（教職に関する科目）について記入すること。**

	職名
	兼任 主任の兼 別担
	目担任本 当並務 学びの 科に名
	科担 當 目學
	年名校最 月及學級 び部卒 卒學業 業科學
	稱學 号位
	論著 文學書 數術及
	歷教
	定採用 年月予
	基月 基本 給額
	本国 籍籍
	性別
年	氏
月	
日	
氏	生年月日名
名	備考

金
月
氏

名
目

日本文藝書院

100

校
学部学科
職名
担当学科
又は講義科目

業時數計備

卷之三

100

卷之三

100

戦したものであつて事実と相

o

及び學術論文目録様式

名
一
發行年

行所

10

私は、○○短期大学設置認可の上は、○○科○○学組の専任（兼任）の教授（助教授・講師）として就任することに同意します。

100

VI-148

二 學術論文

論文名	発表の雑誌名	発表年月日	梗概
-----	--------	-------	----

梗概の欄には、担任学科目に關する主要な論文（未発表のものを含む）についてのみ記載することとする。但し、「一百字以内」とする。

第十 設置者に関する調

一、國立短期大學の場合

- (一) 議会決議録
(二) 前年度の決算及び本年度の予算
(三) 前年度の決算及び本年度の予算
(四) 寄附行為

(一) 私立短期大学の場合
(二) 役員氏名
(二) 理事会又はその他の議決機関の決議
(三) 前年度の決算及び本年度の予算
(四) 寄附行為

第十一齋

種別	用所の有別・借用	数量	価格(時価)	備考
不動産	地	敷地	場地	操
校舎	校舍	校舎	校舎	體
校地	地	地	地	計

考 紙様式による。但し、この様式によることが不便
これに準ずる適宜の様式によることができる。
初年度より完成年度までの各年度分を掲げるこ
取支は各項目に区分し、単価・員数・総額を明示
経常費と臨時費を区分して表示すること。

第十三 現在讀書してゐる學校の現況

- 物（本館・一号館・講堂・病院・図書館・研究所・体育館・寄宿舎・学生集会所等）・図書（部門別）・標本（種類別）・機械器具（同上）その他に区分して記入すること。

2 土地・建物・図書・標本・機械器具等の区分毎に計の欄を設けること。

3 借用財産は、備考の欄に借入先を記入すること。

4 収益事業用財産のある場合は、第一項・第二項に準じて記入すること。

三 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所・銀行等の証明書類。

備考 私立短期大学新設の場合に限る。

一四

(一) 不動產

計

坪 坪

新新新集

円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円

48

つ、短期大学との関連を明確に記載すること。

一六

第十四 将来の計画

収支予算書記載様式

(決算の記載様式も之による)

- 一 学科又は専攻部門の組織等に関すること。
- 二 学科目教員等に関すること。
- 三 校地校舎等に関すること。
- 四 図書・標本・機械・器具等に関すること。

第十五 併設の場合の調

大学、高等学校等に併設される場合は、その大学、高等学校等について次の事項を大学設置認可申請書記載様式によつて記載すべきものとする。但し、大学以外の高等学校等については大学設置認可申請書記載様式に準ずる適当の様式によつてもよろしい。

- 一 ○○大学設置要項
- 二 校地(図面添付)
- 三 校舎等建物(図面添付)
- 四 図書、標本、機械、器具等施設
- 五 学部及び学科別学生定員
- 六 教員組織
- 七 維持経営の方法
- 八 将來の計画

備考
第一号から第八号までの事項については、現況を記載し、大学設置認可の際と相違する部分があれば両者を比較対照して明示し且

科 目	予 算 額	歳 入		歳 出	
		臨時部	経常部	臨時部	経常部
歳 入					
臨時部					
経常部					
合計金					
歳出					
臨時部					
経常部					
合計金					
歳入歳出差引					
残金「なし」又は、「基本財産に編入」等					
年度収支予算					

科 目	予 算 額	歳 入		歳 出	
		臨時部	経常部	臨時部	経常部
歳 入					
臨時部					
経常部					
合計金					
歳出					
臨時部					
経常部					
合計金					
歳入歳出差引					
残金「なし」又は、「基本財産に編入」等					
年度収支予算					

第七 前年度繰越金	第六 雜 収 入	第五 其他の収入	第四 寄宿舎収入	第三 一 舎	第二 二 食	第一 三 雜 収 入	第四 証明手数料	第三 何学校収入	第二 一 授 業 料	第一 二 入 学 金	第一 三 入 学 檢 定 料	第一 二 何 財 産 収 入	第一 一 何 積 立 金 収 入	第一 普通財産収入

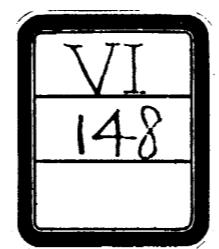
印 刷 費	通 信 運 搬 費
研 究 費	實 驗 實 習 費
藥 品 費	材 料 及 雜 品 費
七 生 徒 諸 費	獎 學 費
休 育 費	休 育 費
九 保 險 費	九 保 險 費
八 修 繕 費	八 修 繕 費
十 借 地 費	十 借 地 費
一 舍 監 費	一 舍 監 費
二 諸 傢 級	二 諸 傢 級
三 備 品 費	三 備 品 費
四 消 耗 品 費	四 消 耗 品 費
五 食 料 品 費	五 食 料 品 費

技術員	事務員	其他	二 諸 旅 手 賴 給	三 備 品 債 給 約	什 器 雜 品 費	標 本 模 型 費	器 具 機 械 費	四 圖 書 費	消 耗 品 費	消 耗 品 費
-----	-----	----	-------------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------

等科目を明示して掲げること。

備考	一 利子金	二 営繕費	三 當建費	四 財産購入費
支 出 合 計				
1	何校舍建築費	何敷地購入費	何証券購入費	一
2	臨時部計			二
3				
4				
5				
6				

- 1 科目欄、適宜款項に分つこと。
- 2 二校以上の学校を設置する法人にあつては各学校別に科目を調製すること。
- 3 各科目に共通する収入支出あるときは、分別し得る限りこれを分別し、分別し難きものは之を主たる科目又は、財団諸費その他の適宜の科目に計上すること。
- 4 増減欄の減は△印を附すること。
- 5 適要欄には予算計算の根基たる数量、単価、金額等を明記するの外、前年度予算額と大差ある事項に付、其の事由を記載すること。
- 6 収支経常部中第五其の他の收支の項には病院収入、出版収入



VI-148